

一般社団法人
静岡県高圧ガス保安協会

定 款

平成 24 年 4 月作成

一般社団法人静岡県高圧ガス保安協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人静岡県高圧ガス保安協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、静岡県下における高圧ガスによる災害を未然に防止するため、高圧ガスの保安意識の高揚及び自主保安の推進に必要な事業を行うことにより、社会公共の安全確保に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスに関する災害の予防思想の普及
- (2) 高圧ガスに関する保安教育、講習会及び研修会の実施
- (3) 高圧ガスの保安検査等の実施
- (4) 行政機関及び関係団体からの委託事業の実施
- (5) 高圧ガスに関する情報の収集及び提供
- (6) 業界関係功労者の表彰及び推薦
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づき、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費、高圧ガスの容器の製造並びに高圧

- ガス施設検査を行うもので、当法人の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した団体又は個人
 - (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

(入 会)

第 7 条 当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 9 条 会員は、理由を付した退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合は、除名する会員に、あらかじめその旨を書面で通知することを要する。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第 11 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費等を滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 個人である会員が死亡し、又は団体である会員が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員として

- の権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、入会金及びその他拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

- 第 13 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 会員に対する通知は、会員名簿に記載した住所、所在地又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第 3 章 総 会

(構成及び議案)

- 第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
 - 3 総会の決議事項は、招集通知によりあらかじめ通知された議案のみとする。
 - 4 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

- 第 15 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額及びその規程
 - (5) 各事業年度の決算報告の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 解散、合併若しくは事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
 - (9) 理事会において総会に付議した事項
 - (10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定められた事項

(種類及び開催)

- 第 16 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種類とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 箇月以内に開催する。
 - 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集を決議したとき。
 - (2) 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から、目的たる

事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) その他、会長が特に必要であると認め、招集を請求したとき。

(招集及び開催地)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、正会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項等を記載した書面を総会の 2 週間前までに発しなければならない。
- 3 総会は、理事会において決定した地において開催する。

(総会の成立及び決議)

第 18 条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席(以下「出席した正会員」という。)により成立する。

- 2 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び継続
 - (5) 合併契約の承認
 - (6) その他法令で定められた事項
- 4 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において前 3 項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

(議 長)

第 19 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長があらかじめ定めた順序により、これに当たる。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役 員

(定 数)

第 21 条 当法人に、理事 20 名以上 25 名以内及び監事 2 名を置く。

- 2 理事のうち1名を会長、2名又は3名を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内の最終事業年度に関する定時総会の総会終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解

任する場合は、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行われなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 理事又は監事が任務を怠った場合の損害賠償責任の免除

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面により会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求した

理事が招集したとき。

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長がこれを招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び一般社団・財団法人法第 101 条第 2 項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は一般社団・財団法人法第 101 条第 2 項に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事は、これに記名押印する。

第 6 章 事 務 局

(設置等)

第 35 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長その他の職員の組織、給与等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の管理)

第 36 条 資産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計画書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 40 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解 散)

第 42 条 当法人は、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人

又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第45条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の設立時の会長は、伊藤昭彦とし、副会長は、杉山幸宏及び白砂啓司とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。